

2019年11月

受益者の皆様へ

日興アセットマネジメント株式会社

「高金利先進国債券ファンド2（早期償還条項付）」
＜愛称：オリーブ2＞
信託期間延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております単位型証券投資信託「高金利先進国債券ファンド2（早期償還条項付）」＜愛称：オリーブ2＞（以下、当ファンドといいます。）は、このたび、2019年12月5日付で信託期間を3年延長し、信託期間終了日を2022年12月12日（月）とする約款変更を行なうこととなりましたのでご案内申し上げます。

当ファンドは、信託約款第55条にて「この信託の1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金累計額との合計額が信託期間終了日から起算して10営業日前の日において10,500円未満となる場合は、受託者と合意の上、信託期間を3年延長させる」旨が定められております。

このたび、現在の信託期間終了日である2019年12月10日から起算して10営業日前の日となる2019年11月27日現在の基準価額が1万口当たり9,333円（設定来の収益分配金はありません。）となったことから、上述の期間延長条件を満たしたため、当ファンドは書面決議を行なうことなく信託期間を延長させていただくこととなりました。

信託期間延長後も、これまでの運用方針を継続して参ります。

なお、今回の約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なもの」には該当しないことを申し添えます。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

（信託期間に関する変更内容）

（変更前）信託期間終了日	（変更後）信託期間終了日
2019年12月10日	2022年12月12日

以上

■当資料は、日興アセットマネジメントが「高金利先進国債券ファンド2（早期償還条項付）」の今後のお取扱いについてお知らせすること等を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com